

【合併と他の組織再編成との比較表】

	合併(吸収・新設)	事業譲渡	会社分割 (吸収・新設)	株式交換 株式移転	
権利義務の移転形態	包括承継	特定承継	包括承継	なし(会社継続)	
移転する事業の全部・一部	全部	全部又は一部	全部又は一部	なし(会社継続)	
対価の種類	吸収合併(対価の柔軟化)、新設合併(新株ほか社債等)	現預金、代物弁済等	吸収分割(対価の柔軟化)、新設分割(新株ほか社債等)	株式交換(対価の柔軟化)、株式移転(新株ほか社債等)	
簿外債務、偶発債務	引継ぎ	対応可能	対応可能	なし(会社継続)	
許認可の継続性	各根拠法により引継ぎ可能と不可(注)	不可	各根拠法により引継ぎ可能と不可(注)	継続(会社単位)	
労働者保護手続き	なし	個別の承認	あり	なし(継続)	
債権者保護手続き	必要	個別の承認	必要(例外あり)	限定的	
反対株主買取請求権	あり	あり	あり	あり	
効果	企業全部の承継	必要な権利義務のみ承継	吸収分割(事業等の移転)、新設分割(子会社の創設)	株式交換(完全親子会社の創設)、株式移転(持ち株会社の創設)	
【税制の概要】					
移転する資産・負債	適格	簿価引継ぎ	時価移転	簿価移転	なし
	非適格	原則として時価移転		時価移転	時価評価
繰越欠損金の引継ぎ	適格	原則としてできる	できない	できない	できない
	非適格	できない		できない	できない
含み損の引継ぎ	適格	原則としてできる	できない	原則としてできる	できない
	非適格	できない		できない	できない
被買取株主の税務	適格	課税なし	課税なし	課税なし	金銭等の交付がない場合には譲渡損益の繰延べ
	非適格	みなし配当課税 金銭等の交付がある場合は、譲渡損益課税		みなし配当課税(分割型分割) 金銭等の交付がある場合は、譲渡損益課税	
移転資産についての消費税	課税対象外		課税対象	課税対象外	なし
不動産取得税	非課税		通常課税	非課税(要件あり)	なし

- 資産及び負債を包括承継するため、必要なものだけを取得できず、簿外債務があった場合にこれを引き継ぐことになってしまうことがあります。